

権利関係② 「弁済」



1. 弁済とは
2. 第三者に対する弁済
3. 第三者による弁済
4. 弁済の提供
5. 弁済の充当
6. 弁済による代位

1. 弁済とは～債務者が、債務を約束どおり果たすこと
つまり、「返済」のこと
2. 第三者に対する弁済
原則～無効
例外～受領権者(債権者など)以外の物に対してした
弁済でも、受領権者として外観を有する者に対
対て善意無過失で弁済した場合は、有効となる
3. 第三者による弁済
原則～できない
例外～正当な利益を有する保証人等是可以

4. 弁済の提供～弁済を完成させるため、債務者としてやるべきことをやったうえで、債権者に対して協力を促すこと

＊ 弁済の提供で相手からの同時履行の抗弁権を奪える

＊ 原則～**現実の提供**

例外～債権者が受領を拒んでいる場合などは、口頭の提供が認められることがある

5. 弁済の充当順番等

順番～**①費用→②利息→③元本**

＊ 債務者から、何の費用に充てるかの指定はできない

6. 弁済による代位

債務者以外の保証人等が弁済したときに、弁済した者が債権者にとって代わること

- ①法定代位～弁済をすることに**正当な利益を有する者が弁済**した場合は、債権者に**当然に代位**する
- ②任意代位～弁済をすることに正当な利益を**有する者以外が弁済**した場合も債権者に**代位するが、債権者から債務者への通知又は債務者の承諾**がなければ、債務者に**対抗**できない